

福祉バスの使用について

社会福祉課

1 運行目的等

- (1) 福祉の推進を図るため、高齢者、障害者、ひとり親等の社会福祉団体に対し、年間1団体2回を限度に無料で貸し出しをします。
- (2) 使用目的は視察、研修等とします。
※ 観光目的（温泉、食事、買い物等が目的と判断される行程）の場合は使用できません。
- (3) 福祉バスの1ヶ月あたりの運行日数の上限は17日とします。（市の行事も含む）

2 使用の範囲

- (1) 12月29日から翌年1月3日までの期間は使用できません。
- (2) 使用時間は午前8時（出庫）から午後7時（入庫）までです。

3 使用の申込み

- (1) 「福祉バス使用申込書」を、使用する日の20日前までに社会福祉課に提出してください。
- (2) 予約受付は6か月前からです。裏面を参照してください。
※ 市の行事等での使用を優先します。

4 運行の範囲

距離の制限はありませんが、使用時間内に十分余裕をもって往復できる範囲としてください。（宿泊を伴う場合は使用できません）

5 福祉バスについて

大型バス（46人乗り）、マイクロバス（22人乗り）のどちらか一方のバスが使用できます。申込みの際に申し出てください。

6 その他

- (1) 気象条件等により、危険が生じるおそれのある場合は、運行できないことがあります。
- (2) 車内での飲酒及び食事、喫煙又は運転に支障を来たす行為（走行中に座席を立ち上がる等）はしないでください。
- (3) 必ず、事前にバスの駐車場を確保をしてください。
- (4) 有料道路通行料金及び駐車場料金等は使用団体の負担となります。



令和7年度福祉バスの申込方法及び運行内容について

	運 行 内 容
使用できない日	12月29日から翌年1月3日まで
使用時間	午前8時（出庫）から午後7時（入庫）まで
使用回数	1団体につき年間2回
使用制限	使用時間内で十分余裕をもって往復できる範囲
受付方法	6か月前から受付開始

<令和7年度分の受付（抽選日）>

受付日（抽選日）	抽選予約できる月
R7. 4. 10（木）	R7. 10月
5. 1（木）	11月
6. 2（月）	12月
7. 1（火）	R8. 1月
8. 1（金）	2月
9. 1（月）	3月
10. 1（水）	4月
11. 4（火）	5月
12. 1（月）	6月
R8. 1. 5（月）	7月
2. 2（月）	8月
3. 2（月）	9月

<乗車定員>

- マイクロバス 20席＋車椅子2台（運転者を除く）
 うち補助席5席
- 大型バス 46席（運転者を除く）
 うち補助席9席（運転者横1席含む）

<受付方法>

- ☐ 受付は、6か月前から開始します。
- ☐ 抽選は、上記抽選日の午前11時に社会福祉課に来庁された団体の方で行います。
- ☐ 抽選参加団体数が運行可能日数17日を上回った場合は、抽選方法が異なります。
- ☐ 抽選日当日の電話予約は、抽選終了後とさせていただきます。
- ☐ 抽選後は、随時受付します。

◎ お問い合わせ 綾部市福祉部社会福祉課地域福祉担当
 電話42-4250(直通)